

あなたも議会を傍聴しませんか?

今、あま市ではどんなことが議論されているのだろうか。また、どんな計画があってどう進んでいるのであろう。あなたの身近なことも議会で論議されているのかもしれない。あま市役所基目寺庁舎の3階の議会事務局の受付で、住所・氏名などを記入していただくだけで、誰でも傍聴できます。白熱した質問と答弁を、あなたもぜひ見に来られては…。



次回の定例会は、9月6日(火)からの予定です。



ご意見やご質問をお待ちしています

お問い合わせ先

あま市議会事務局まで
TEL 052-444-3174
FAX 052-444-4055
Eメール giji@city.ama.lg.jp

請願書・陳情書の提出方法

(表紙)

平成 年 月 日

あま市議会議長 殿

〇〇〇についての請願書
(陳情書)

請願(陳情)者の住所
氏名印
紹介議員 氏名

(内容)

(要旨)

(理由)

1. 請願書及び陳情書はその主旨、理由を簡単にわかりやすく書いて議長あてに提出して下さい。
2. 提出の年月日、請願者の住所氏名を書いて押印して下さい。
3. 受理した請願、陳情の議決結果は、請願者へご連絡します。

みなさんからの 請願・陳情に お答えします

請願・陳情とは

市民の皆さんの意見や要望を市政に反映させるための方法として、請願・陳情を市議会に提出することができます。請願書・陳情書ともに決められた様式はありません。提出年月日・件名・趣旨・提出者の住所・氏名を記載し、押印したものを議長あてで議会事務局まで提出してください。多くの方が請願者・陳情者になれる場合は、必ず代表者を決めてください。

請願書の提出には、紹介議員1名以上の署名が必要ですが、陳情書には、紹介議員の必要はありません。

意見書とは

公の利益になる事に対して、議会の意思を意見としてまとめたものが「意見書」です。関係省庁などに送り、改善を求めたり、議会としての意見を国政に反映するのを目的としています。

編集後記

あま市民のみなさん、今年の暑い夏をいかがお過ごしでしょうか。私は編集作業に追われ、活字と一緒に汗を流しています。

そんな中、台風と共に旋風を巻き起こした「なでしこジャパン」に感動して、今度は涙を流しました…。おめでとう!

今回より一新された編集委員で、議会だよりをお届けします。どうぞこれからも、よろしくお願います。

■議会だより
編集特別委員会
(加藤正)

委員長	加藤 正
副委員長	加藤 哲生
委員	杉藤 憲二
委員	新間 賢治
委員	吉川 景男
委員	花木 敏行
委員	八島 進
委員	水谷 康治
委員	足立 詔子